



株式会社USが株式会社SDSホールディングス＜1711＞株式の変更報告書を提出（保有減少）



東証スタンダードの株式会社SDSホールディングス＜1711＞について、株式会社USが2026年10月2日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出した。

提出理由は「2026年10月1日、株式会社USは長野重雄との間で、株式会社SDSホールディングス第10回新株予約権10,000個（目的となる普通株式1,000,000株）に係る新株予約権譲渡契約を締結した。本契約は2026年9月24日付で作成され、同日付で発行会社の譲渡承認を受けている。譲渡対価は総額2,420,000円（1個当たり242円）であり、代金決済日については当事者間の協議により決定する。2026年10月1日現在、代金決済は未了である。」によるもの。

報告書によると、株式会社USの株式会社SDSホールディングス株式保有比率は、6.79%と7.64%減少した。

報告義務発生日は、2026年9月24日。